



## 第5章

### 子ども・子育て支援事業の展開



\*\*\*\*\*

## 第5章 子ども・子育て支援事業の展開

### 1 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援事業計画においては、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況等を総合的に勘案して、教育・保育提供区域を定めることとされています。

教育・保育提供区域は、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となりますが、実態に応じて、認定区分ごと、地域子ども・子育て支援事業の事業ごとに設定することもできます。

本町においては、本計画期間において、保育（2号・3号認定）は、原則として町全体を1区域とします。教育（1号認定）については、私立幼稚園等において、通園バスにより町内外広域で利用されています。なお、保護者の就労等により、自宅近くの教育・保育施設等ではなく、通勤途上や勤務地近くの施設を利用する場合もあることから、近隣市町村を含めた愛知県が設定した区域とします。

### 2 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の推計

子ども・子育て支援新制度では、保育園や幼稚園などの整備、地域子ども・子育て支援事業の実施について、必要とされる量の見込みを算出し、その提供体制を確保するための内容及び実施時期を定めることとなっています。

#### (1) 「認定区分」と「家庭類型」

##### ① 認定区分（子どものための教育・保育給付）

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を支給する仕組みとなっています。

認定は次の1～3号の区分で行われます。

年齢	保育を必要とする理由	対象施設	認定区分
満3歳以上	保育を必要とせず、教育を希望される場合	幼稚園 認定こども園	1号認定
満3歳以上	保護者の就労や疾病、その他保育を必要とする事由により保育園等で保育を希望される場合	保育所 認定こども園	2号認定
満3歳未満	保護者の就労や疾病、その他保育を必要とする事由により保育園等で保育を希望される場合	保育所 認定こども園 地域型保育事業	3号認定

本町では、保育の必要性の認定（2号、3号の保育の必要性の認定を受ける子ども）にあたり以下の8点について基準を策定します。

保育の必要な事由	具体的な保護者の保育所入所の事由	入所の承諾期間
就労	1月につき60時間以上居宅外または居宅内において就労することを常態としていること	入所の承諾開始日から児童の小学校就学前日までの期間内で、左の状態が継続すると見込まれる期間
妊娠・出産	出産予定日の8週間前（多胎妊娠の場合は14週間前）の日から出産日以後8週間を経過する日までの期間内にあること	左の期間内
保護者の疾病・障害等	医師が作成した診断書または右に掲げる手帳等により保護者の疾病もしくは負傷の確認ができる状態にあること	①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳（障害者手帳）を所持している場合は、入所の承諾開始日から児童の小学校就学前日まで
親族介護	同居または長期入院等している親族その他のものを介護・看護することを常態としていること	②その他の場合は、入所の承諾開始日から医師等の作成した診断書に記載されている終期まで
災害復旧	自宅及びその近隣地域内の災害の復旧にあたっていること	入所の承諾開始日から災害の復旧が完了すると見込まれる期間
求職活動（起業準備を含む）	就労する意思があり、就職活動に専念していること。起業する意思があり起業の準備に従事していること	入所の承諾開始日から3カ月経過する日まで
就学	就業能力開発促進法に基づく就業能力開発施設において職業訓練を受け、または学校教育法に基づく大学、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校もしくは各種学校において就学することを常態としていること	入所の承諾開始日から児童の小学校就学前日までの期間内で、左の状態が継続すると見込まれる期間
虐待・DV	虐待やDVのおそれがあること	入所の承諾開始日から児童の小学校就学前日までの期間内で、左の状態が継続すると見込まれる期間

② 認定区分（子育てのための施設等利用給付【新設】）

令和元年10月から開始された、幼児教育・保育の無償化に伴い、新制度未移行幼稚園の授業料、幼稚園や認定こども園の預かり保育利用料、認可外保育施設等の利用料を対象とした「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。支給要件となる認定区分は以下のとおりとなっています。

認定区分（支給要件）	支給に係る施設・事業
満3歳以上の小学校就学前子どもであって、新2号認定子ども・新3号認定子ども以外のもの（新1号認定子ども）	幼稚園、特別支援学校等
満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前子どもであって、保護者の労働または疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの（新2号認定子ども）	認定こども園、幼稚園 特別支援学校 （満3歳入園児は新3号、年少児からは新2号）
満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前子どもであって、保護者の労働または疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもののうち、保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者であるもの（新3号認定子ども）	認可外保育施設、預かり保育事業 一時預かり事業、病児保育事業 ファミリー・サポート・センター事業 （2歳児まで新3号、3歳児からは新2号）

\*\*\*\*\*


③ 家庭類型

特定教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを把握するためには、1～3号の認定区分にそれぞれどれだけの家庭が該当するか想定することが必要です。


そのために下表のとおりアンケート調査結果から、対象となる子どもの父母の有無、就労状況によりタイプAからタイプFの8種類の類型化を行います。

類型化した区分を「家庭類型」と言い、“現在の家庭類型”と、母親の就労希望を反映させた“潜在的な家庭類型”の種類ごとに算出します。

母親		ひとり親	フルタイム就労 (産休・育休含む)	パートタイム就労 (産休・育休含む)			未就労
				月120時間以上の就労	月120時間未満 下限時間以上の就労	月下限時間未満の就労	
父親	ひとり親		タイプA				
	フルタイム就労 (産休・育休含む)		タイプB	タイプC		タイプC'	
	パートタイム就労 (産休・育休含む)	月120時間以上の就労	タイプC	タイプE		タイプE'	タイプD
		月120時間未満 下限時間以上の就労					
未就労			タイプC'	タイプE'			
			タイプD			タイプF	



保育の必要性あり



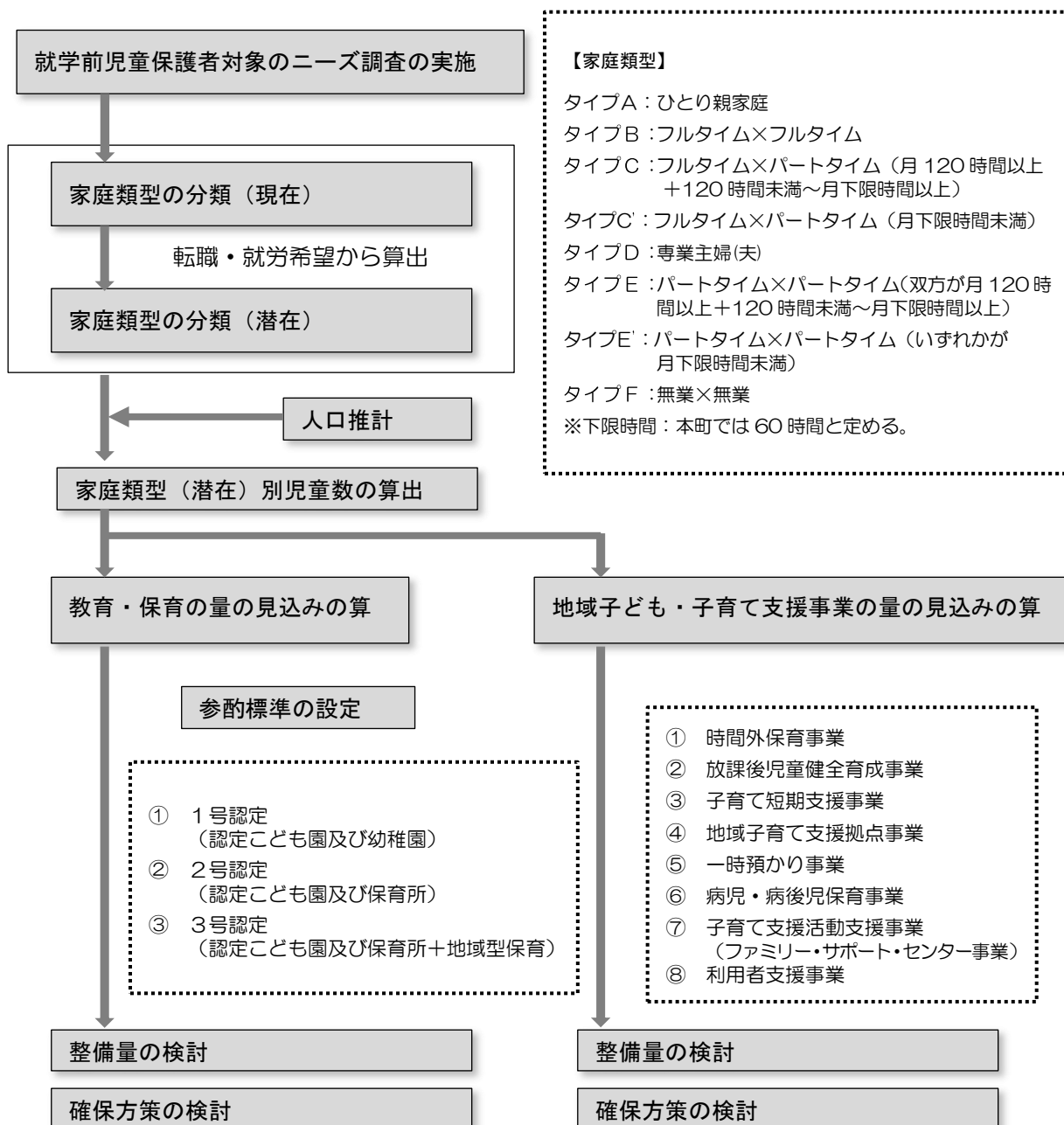
保育の必要性なし

※下限時間：各自治体が保育の必要性において48時間～64時間の間で定める時間であり、本町では60時間と定めています。

## (2) 推計の手順

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計にあたっては、就学前児童の保護者を対象としたニーズ量調査の結果をもとに、国が示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」の順に沿って算出し、本町の地域特性の整合性等を検証しながら、修正・加工を行いました。

【教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み推計のフロー】



\*\*\*\*\*

### (3) 子ども人口の推計

本町の令和2年～令和6年までの0～11歳の子ども人口の推計は以下のとおりです。下表の人口推計は、本町の平成30年～令和4年（各3月31日時点）までの0～11歳までの過去の実績人口の動勢から、コーホート変化率法を用いて算出しています。

**コーホート変化率法**

ここで言う「コーホート」とは、同じ年または同じ期間に生まれた人々の集団をさします。各コーホートの過去の実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。

■ 子ども人口の推計

単位：人

区 分	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
	当初	実績	当初	実績	当初	実績	当初	見直し	当初	見直し
0～11歳	3,734	3,746	3,678	3,729	3,626	3,706	3,543	3,654	3,477	3,617
0歳	277	274	273	269	271	264	264	270	262	270
1歳	281	261	275	285	271	270	269	271	262	277
2歳	280	286	281	268	275	292	271	273	269	274
3歳	303	295	286	290	287	274	281	296	277	277
4歳	317	317	303	299	286	294	287	279	281	301
5歳	312	324	318	319	304	305	287	300	288	285
0～5歳	1,770	1,757	1,736	1,730	1,694	1,699	1,659	1,689	1,639	1,684
6歳	329	341	311	327	317	332	303	309	286	304
7歳	306	311	327	342	309	326	315	333	301	310
8歳	329	335	305	311	326	341	308	326	314	333
9歳	348	347	329	337	305	312	326	342	308	327
10歳	323	327	347	350	328	339	304	313	325	343
11歳	329	328	323	332	347	357	328	342	304	316
6～11歳	1,964	1,989	1,942	1,999	1,932	2,007	1,884	1,965	1,838	1,933

資料：住民基本台帳からコーホート変化率法による推計（各年3月31日）

#### (4) 家庭類型（現在・潜在）別児童数の算出

家庭類型（現在・潜在）別児童数の算出では、国の手引きに従ってニーズ調査の結果から家庭類型の現在割合とともに、今後1年以内に転職の希望や無業からの就労希望等の意向を反映させた潜在割合を算出します。

##### ■ 児童（0～5歳）の家庭類型（現状・潜在）の割合

家庭類型	説明	現在	単位：%	
			現在	潜在
タイプA	ひとり親家庭	2.8	2.8	2.8
タイプB	フルタイム×フルタイム	30.8	30.8	35.8
タイプC	フルタイム×パートタイム (月120時間以上+120時間未満～月下限時間以上)	20.4	20.4	19.9
タイプC'	フルタイム×パートタイム (月下限時間未満)	10.2	10.2	14.3
タイプD	専業主婦(夫)	35.8	35.8	27.3
タイプE	パートタイム×パートタイム (双方が月120時間以上+120時間未満～月下限時間以上)	0.0	0.0	0.0
タイプE'	パートタイム×パートタイム (いずれかが月下限時間未満)	0.0	0.0	0.0
タイプF	無業×無業	0.0	0.0	0.0

※下限時間：本町では60時間と定める。



\*\*\*\*\*

### 3 幼児期の教育・保育の量の見込み及び確保の状況

#### (1) 教育・保育事業の量の見込みと確保状況

第一期計画で算出した教育・保育事業量は以下のとおりです。なお、平成29年度に中間見直しを行った結果、平成30年度は実績に基づいて量の見込みを補正し、供給量を確保しました。

■第一期計画の教育・保育事業の量の見込みと確保の状況

単位：人

認定区分	1号	2号		3号					
		幼稚園の 利用希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳				
平成26年度	①量の見込み	430	75	480	18	164			
	②確保 方策	特定教育・保育施設	5	内訳 { 200(町内) 100(江南市) 80(犬山市) 80(大口町)	696	9	155		
		新制度の枠組みに入らない幼稚園	455						
		地域型保育事業							
		乖離(②-①)						△45	216
平成27年度	①量の見込み	425	69	480	18	164			
	②確保 方策	特定教育・保育施設	5	内訳 { 200(町内) 100(江南市) 80(犬山市) 80(大口町)	696	9	155		
		新制度の枠組みに入らない幼稚園	455						
		地域型保育事業							
		乖離(②-①)						△34	216
平成28年度	①量の見込み	406	65	480	18	164			
	②確保 方策	特定教育・保育施設	5	内訳 { 200(町内) 100(江南市) 80(犬山市) 80(大口町)	696	9	155		
		新制度の枠組みに入らない幼稚園	455						
		地域型保育事業							
		乖離(②-①)						△11	216
平成29年度	①量の見込み	380	61	450	17	158			
	②確保 方策	特定教育・保育施設	5	内訳 { 200(町内) 100(江南市) 80(犬山市) 80(大口町)	687	18	155		
		新制度の枠組みに入らない幼稚園	455						
		地域型保育事業							
		乖離(②-①)						19	237
平成30年度	①量の見込み	375	59	572	16	169			
	②確保 方策	特定教育・保育施設	6	内訳 { 150(町内) 150(江南市) 80(犬山市) 80(大口町)	676	15	169		
		新制度の枠組みに入らない幼稚園	454						
		地域型保育事業							
		乖離(②-①)						26	104

\*\*\*\*\*

教育・保育事業ニーズ量の見込みは、家庭類型（潜在）別児童数にニーズ調査結果をもとにした各事業の利用意向率に加え、実績等を考慮し算出しました。その結果、本町に居住する就学前児童の教育・保育事業ニーズ量の見込みは以下のとおりです。

■ 第二期計画の教育・保育事業の量の見込みと確保の状況

単位：人

認定区分	1号	2号		3号			
		幼稚園の 利用希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳		
令和2年度	①量の見込み	302	90	502	21	221	
	②確保方策	特定教育・保育施設	20	内訳 { 170(町内) 235(町外) }	644	21	225
		新制度の枠組みに入らない幼稚園	385				
		地域型保育事業			0	0	
		認可外保育施設		1	0	1	
	乖離(②-①)		13	143	0	5	
令和3年度	①量の見込み	294	89	488	21	219	
	②確保方策	特定教育・保育施設	20	内訳 { 170(町内) 235(町外) }	644	21	225
		新制度の枠組みに入らない幼稚園	385				
		地域型保育事業			0	0	
		認可外保育施設		1	0	1	
	乖離(②-①)		22	157	0	7	
令和4年度	①量の見込み	284	88	472	30	215	
	②確保方策	特定教育・保育施設	20	内訳 { 170(町内) 235(町外) }	635	30	225
		新制度の枠組みに入らない幼稚園	385				
		地域型保育事業			0	0	
		認可外保育施設		1	0	1	
	乖離(②-①)		33	164	0	11	
令和5年度	①量の見込み	277	87	460	30	213	
	②確保方策	特定教育・保育施設	20	内訳 { 170(町内) 235(町外) }	635	30	225
		新制度の枠組みに入らない幼稚園	385				
		地域型保育事業			0	0	
		認可外保育施設		1	0	1	
	乖離(②-①)		41	176	0	13	
令和6年度	①量の見込み	274	87	456	30	209	
	②確保方策	特定教育・保育施設	20	内訳 { 170(町内) 235(町外) }	635	30	225
		新制度の枠組みに入らない幼稚園	385				
		地域型保育事業			0	0	
		認可外保育施設		1	0	1	
	乖離(②-①)		44	180	0	17	

※子育てのための施設利用給付については、家庭において保育を受けることが困難であると認定された幼児の数を常に把握し、適時見直しを行います。

※各年度確保方策における「町外235名」のうち江南市は80名と想定しています。

\*\*\*\*\*

① 教育施設（幼稚園）

幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身を助長することを目的としています。

**現状と課題**

本町には私立幼稚園が1園あり、定員数は170名となっています。第一期計画においては、平成29年度までは量の見込みに対して、供給量が不足し、待機児童の発生が予想されましたが、実績をみると、不足なくニーズに応えることができたと考えます。ただし、本町の幼稚園だけでは賅えないため、町外の幼稚園においても供給量を確保し、ニーズに対応しています。

■ 教育施設（幼稚園）の利用状況の推移

単位：人

実績値	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①実利用者数	404	382	370	373	374
②供給量	460	460	460	460	460
乖離（②－①）	56	78	90	87	86



実績においては、保育の必要性がある方のうち、幼稚園の利用希望が強い方が一定の割合いたことで、保育園においては不足なくニーズに応えることができたと考えます。加えて、令和元年度10月1日より開始した幼児教育・保育の無償化の影響から、幼稚園利用希望者はさらに増加することも考えられるため、その点を考慮した上で、量の見込みを算出し、供給量を確保する必要があります。

**確保方策**

実施年度	確保の内容
令和2～令和6年度	引き続き、本町の私立幼稚園1園と町外の幼稚園にて供給量を確保し、ニーズに対応していきます。また、ニーズ調査の結果から2号認定を受けている方のうち、幼稚園の利用希望が強い方が第一期計画策定時よりもやや増加していることと、幼児教育・保育の無償化の影響を考慮し、利用実績を参考に町外の幼稚園の実情を踏まえ供給量を推計しました。

■ 教育施設（幼稚園）の量の見込みと確保の状況

単位：人

推計値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	392	383	372	364	361
1号認定	302	294	284	277	274
2号認定 (幼稚園の利用希望が強い)	90	89	88	87	87
②供給量	405	405	405	405	405
乖離（②－①）	13	22	33	41	44

◆新制度未移行幼稚園の預かり保育

幼稚園を利用し保育認定を受けている方（2号認定）のうち、預かり保育を利用する方の割合は、今後微増傾向にあると推測します。

\*\*\*\*\*

\*\*\*\*\*

② 保育施設（認可保育園、地域型保育事業、認可外保育施設）

保育施設は、保護者が日中就労や疾病等により、就学前児童を保育することができない等、保育が必要であると認められる場合に、保護者に代わり保育を実施します。

現状と課題

国が示す働き方改革により女性の就業率が上がってきましたが、受け入れる場所と保育士の確保が困難であり、第一期計画期間中の実績をみると、利用者数に対して供給量が賸えている状況ではありますが、実際には供給量（定員数）を超える応募があり、特に3号認定の待機児童が発生しました。

■ 保育施設の利用状況の推移

単位：人

実績値	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
①総実利用者数	762(5)	764(4)	743(3)	757(6)	753(1)	
認可保育園	2号認定	617(2)	607(2)	590(2)	576(5)	563
	3号認定	145(3)	157(2)	153(1)	181(1)	189(1)
	0歳	10(1)	9	9	16(1)	15
	1・2歳	135(2)	148(2)	144(1)	165	174(1)
地域型保育事業	0	0	0	0	1	
②供給量	860	860	860	860	861	
乖離(②-①)	98	96	117	103	108	

※( )内は私立保育園児童数



待機児童の解消に向け、受け入れできる場所と定員数の確保を検討していきます。一方では、それ以前に保育士の確保が課題となっています。

確保方策

実施年度	確保の内容
令和2～令和6年度	3号認定の待機児童解消に向け、斎藤保育園、柏森南保育園で乳幼児クラスの整備を行います。その他、認可外保育施設に通っている児童が毎年1～2名いることも考慮し、供給量を確保します。

■ 保育施設の量の見込みと確保の状況

単位：人

推計値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
①量の見込み	744	728	717	703	695	
認可保育園	2号認定	502	488	472	460	456
	3号認定	242	240	245	243	239
	0歳	21	21	30	30	30
	1・2歳	221	219	215	213	209
②供給量	892	892	892	892	892	
認可保育園	890	890	890	890	890	
地域型保育事業	0	0	0	0	0	
認可外保育施設	2	2	2	2	2	
乖離(②-①)	148	164	175	189	194	

\*\*\*\*\*

## 4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の状況

### (1) 相談支援事業

#### ① 利用者支援事業

福祉児童課や子育て支援センター※<sup>1</sup>、子育て世代包括支援センター※<sup>2</sup>において、保育園や地域の子育て支援の利用について情報集約と提供を行うとともに、子どもや保護者からの利用にあたっての相談に応じ、必要な情報・助言をし、関係機関との連絡調整を行います。

#### 現状と課題

平成30年度に子育て世代包括支援センター（利用者支援事業「基本型」）を開設し、保健センターにおいて妊娠、子育てに関する健康教育や育児相談、健康診査、発達検査を実施しています。

#### ■ 利用者支援事業の利用状況の推移

単位：か所

実績値	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①必要か所数（基本型）	1	1	1	1	1
②供給量（実施か所数）（基本型）	0	0	0	0	1
乖離（②－①）	△ 1	△ 1	△ 1	△ 1	0

実績値	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①必要か所数（母子保健型）	1	1	1	1	1
②供給量（実施か所数）（母子保健型）	0	0	0	0	0
乖離（②－①）	△ 1	△ 1	△ 1	△ 1	△ 1

#### 課題

開設以降、相談件数も増えてきているため、令和2年4月より開設する子育て世代包括支援センター（母子保健型）との連携や、関係機関との連絡調整などの機能強化に努める必要があります。

※1 「子育て支援センター」とは、主に乳幼児の子どもとその保護者が気軽に遊びに行くことができ、親子の交流に加え、保護者同士、子ども同士の交流を深める場です。また、子育てについての不安や悩みも相談することができる場所です。

※2 「子育て世代包括支援センター」とは、「基本型」「特定型」と「母子保健型」という形態があり、それぞれが連携を図り、18歳までの子どもとその保護者を対象に、妊娠期から子育て期にわたるまでの、さまざまなニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点です。各施設形態については以下のとおりです。

「基本型」…「利用者支援」と「地域連携」をともに実施する形態をとり、主に行政窓口以外で、親子が継続的に利用できる施設を活用する。

「特定型」…主に「利用者支援」を実施する形態として、行政機関の窓口などを活用する。

「母子保健型」…保健師等の専門職がすべての妊産婦等を対象に「利用者支援」と「地域連携」をともに実施する形態をとり、主に、保健所・保健センター等を活用する。

**確保方策**

実施年度	確保の内容
令和2～令和6年度	令和2年4月より、子育て世代包括支援センター（母子保健型）を開設します。基本型と連携し、妊娠期から子育て期における切れ目のない支援のために、情報提供や相談支援、関係機関との連絡調整等の機能強化を図ります。

■ 利用者支援事業の量の見込みと確保の状況

単位：か所

推計値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（基本型）	1	1	1	1	1
②供給量（実施か所数） （基本型）	1	2	2	2	2
乖離（②－①）	0	1	1	1	1

推計値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み （母子保健型）	1	1	1	1	1
②供給量（実施か所数） （母子保健型）	1	1	1	1	1
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

令和3年4月から保健センター内に子育て世代包括支援センターの基本型も開設し、令和2年4月から保健センター内で開設している母子保健型と併せて開設します。  
平成30年4月に福祉児童課内で開設している基本型は利用者支援事業として継続します。

\*\*\*\*\*

② 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

現状と課題

現在2か所（高雄・斎藤）の地域子育て支援センターで実施しており、子育ての悩みの相談ができる場所として、利用者の不安解消につながっています。

■ 地域子育て支援拠点事業の利用状況の推移

単位：延べ人数／年

実績値	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①延べ利用者数	18,798	18,617	19,184	20,158	17,813
②供給量	18,798	18,617	19,184	20,158	17,813
乖離（②－①）	0	0	0	0	0



今後は、夕方まで利用したい方のニーズに応えるため、午後からも利用できるよう検討する必要があります。ただし、乳幼児の生活リズムを整え、生活スタイルをつくる観点から、午後3時頃までの利用が望ましいと考えます。

確保方策

実施年度	確保の内容
令和2～令和6年度	<u>2か所ある内1か所の地域子育て支援センターを扶桑町児童センター完成後に移行し、地域子育て支援拠点事業の充実を図ります。</u>

■ 地域子育て支援拠点事業の量の見込みと確保の状況

単位：延べ人数／年

推計値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（年間）	19,190	18,984	20,789	20,458	20,178
②供給量	19,190	18,984	20,789	20,458	20,178
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

## (2) 訪問系事業

### ① 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）

保健センターの助産師または保健師が、生後3か月までの乳児のいる家庭へ訪問し、乳児の発育・母親の健康状態を把握して、適切な指導や助言、情報提供を行います。また、新生児訪問として4か月健診前までの乳児に対しての追加訪問を本町の独自事業として行っています。

#### 現状と課題

生後4か月までの乳児のいる家庭へ助産師または保健師が訪問し、乳児の発育・母親の健康状態を把握し、情報共有や相談支援を行っています。

また、新生児訪問として乳児家庭全戸訪問とは別に、追加訪問も本町の独自事業として行っています。

#### ■ 乳児家庭全戸訪問事業の利用状況の推移

単位：人

実績値	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実利用者数	290	319	296	270	247
確保方策（供給量）	実施体制：保健センターの助産師、保健師 実施機関：保健センター				

全ての乳児家庭を対象に家庭訪問を実施していますが、100%の実施ができていないため、母子健康手帳交付時や妊娠経過をとおして、家庭訪問の必要性を周知し100%の実施をめざす必要があります。

#### 確保方策

実施年度	確保の内容
令和2～令和6年度	既存の体制を基本として、助産師、保健師による事業を継続実施します。

#### ■ 乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みと確保の状況

単位：人

推計値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	277	273	271	264	262
確保方策（供給量）	実施体制：保健センターの助産師、保健師 実施機関：保健センター				



\*\*\*\*\*

② 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問や乳幼児健康診査などの結果、養育支援が必要と認められる家庭を訪問支援員、保健師または助産師が訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための相談支援を必要に応じ提供する事業です。

**現状と課題**

現在は養育支援訪問事業としての実施ではありませんが、新生児訪問、乳児家庭全戸訪問や乳幼児健康診査の機会を通じて把握した家庭に対して、保健師等が定期的な見守りとフォローアップをしています。

また、令和2年4月より養育支援訪問事業を開始することから、養育支援が必要と認められる家庭に対して養育能力向上のための支援に努める必要があります。

**確保方策**

実施年度	確保の内容
令和2～令和6年度	令和2年4月より養育支援訪問事業を開始します。乳児家庭全戸訪問や乳幼児健康診査などの結果、養育支援が必要と認められる家庭を訪問支援員、保健師または助産師が訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための相談支援を必要に応じ提供していきます。

■ 養育支援訪問事業の量の見込みと確保の状況

単位：人

推計値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	20	20	20	20	20
②供給量	20	20	20	20	20
乖離(②-①)	0	0	0	0	0

### (3) 通所系事業

#### ① 子育て短期支援事業※

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

※「子育て短期支援事業」とは、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）を指します。

#### 現状と課題

第一期計画においては、ニーズ調査の結果から国の手引きをもとに量の見込みを算出しましたが、本町での該当施設はなく、緊急時などのために、広域でニーズに対応できる体制を確保しています。本町が利用している施設は2施設です。

#### ■ 子育て短期支援事業の利用状況の推移

単位：延べ人数／年

実績値	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
①延べ利用者数	4	4	4	6	7	
確保 方策	②供給量	4	4	4	6	7
	実施か所数	2	2	2	2	2
乖離（②－①）	0	0	0	0	0	

#### 課題

引き続き広域での利用ができるよう、ニーズ調査の結果に加え、実際の確保体制、実績を考慮し、量の見込みを算出し、ニーズに応じていく必要があります。

#### 確保方策

実施年度	確保の内容
令和2～令和6年度	本町には該当施設はありませんが、広域での利用実績を考慮した上で、量の見込みを算出し、引き続き緊急時などに利用可能な体制を確保していきます。

#### ■ 子育て短期支援事業の量の見込みと確保の状況

単位：延べ人数／年

実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
①量の見込み	7	7	6	6	6	
確保 方策	②供給量	7	7	6	6	6
	実施か所数	2	2	2	2	2
乖離（②－①）	0	0	0	0	0	

\*\*\*\*\*

② 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

◆ 幼稚園の一時預かり

現状と課題

第一期計画においては、ニーズ調査の結果から2号認定を受けている方のうち、幼稚園の利用希望が強い児童数を考慮して量の見込みを算出しましたが、本町では実施している幼稚園はなく、広域において「江南幼稚園」が実施をしており、ニーズに対応しています。利用者は大半が在園児であり、長期休業日も利用可能です。

■ 幼稚園の一時預かり事業の利用状況の推移

単位：延べ人数／年

実績値	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
①延べ利用者数	0	145	231	234	197	
確保 方策	②供給量	0	145	231	234	197
	実施か所数	0	1	1	1	1
乖離 (②-①)	0	0	0	0	0	

課題

幼稚園の一時預かり事業については、利用者に在園児が多いことを考慮し、本計画においても、ニーズ調査の結果をもとに、2号認定を受けている方のうち幼稚園の利用希望が強い児童数から量の見込みを算出し、対応していく必要があります。

確保方策

実施年度	確保の内容
令和2～令和6年度	これまでの実績から供給量は十分に確保できているため、今後の量の見込み（年間）に対して供給量は同数として、ニーズに対応していきます。

■ 幼稚園の一時預かり事業の量の見込みと確保の状況

単位：延べ人数／年

推計値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
①量の見込み	210	205	198	193	191	
確保 方策	②供給量	210	205	198	193	191
	実施か所数	1	1	1	1	1
乖離 (②-①)	0	0	0	0	0	

◆ 幼稚園以外の一時預かり

現状と課題

現在、本町の2園（高雄・斎藤）にて1園につき1日10名の定員数で実施しています。これまでの実績をみると、ニーズに対して供給量は確保できていると考えます。

■ 幼稚園以外の一時預かり事業の利用状況の推移

単位：延べ人数／年

実績値		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①延べ利用者数		2,835	2,859	2,950	2,835	2,970
確保 方策	②供給量	4,880	4,880	4,880	4,880	4,880
	実施か所数	2	2	2	2	2
乖離（②－①）		2,045	2,021	1,930	2,045	1,910

課題

供給量は確保できていますが、保護者の利用したい日が重なることが多いため、1日1園10名の定員を超えて申込みが殺到することがあります。年間を通してみると提供量は賄えているため、臨機応変な対応が求められます。

確保方策

実施年度	確保の内容
令和2～令和6年度	これまでの実績から供給量は十分に確保できているため、今後の量の見込みに対しても、同様の供給量を確保することで、対応していきます。

■ 幼稚園以外の一時預かり事業の量の見込みと確保の状況

単位：延べ人数／年

推計値		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		3,050	2,988	2,912	2,847	2,810
確保 方策	②供給量	4,880	4,880	4,880	4,880	4,880
	実施か所数	2	2	2	2	2
乖離（②－①）		1,830	1,892	1,968	2,033	2,070

\*\*\*\*\*

③ 延長保育事業（時間外保育事業）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日の利用時間以外において、保育園等で保育を実施する事業です。本町では、全7園にて実施しています。

**現状と課題**

第一期計画では、実施園数4園、午後6時30分以降の利用希望者を考慮した上で、量の見込みを補正しました。ニーズに対して供給量は確保できていると考えます。

■ 延長保育事業（時間外保育事業）の利用状況の推移

単位：延べ人数/日

実績値		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①延べ利用者数		38	41	46	47	47
確保 方策	②供給量	60	60	60	60	60
	実施か所数	4	4	4	4	4
乖離（②－①）		22	19	14	13	13



今後の量の見込みについては、延長保育希望者だけでなく、ニーズ調査の結果に加え、早朝、延長保育の利用者を合わせた実績等を考慮した上で補正し、供給量の確保をしていきます。

**確保方策**

実施年度	確保の内容
令和2～令和6年度	本計画では、量の見込みの補正方法、それに対する供給量を見直しました。今後は町内の7園にて、1日延べ350名までの定員数を確保し、ニーズに応じていきます。

■ 延長保育事業（時間外保育事業）の量の見込みと確保の状況

単位：延べ人数/日

実績値		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		340	337	336	335	335
確保 方策	②供給量	350	350	350	350	350
	実施か所数	7	7	7	7	7
乖離（②－①）		10	13	14	15	15

※量の見込みは、ニーズ調査の結果に加え、各園が早朝・延長保育含め1日に受入れ可能な定員数を考慮し、算出しています。

④ 病児・病後児保育事業

病気や病気の回復期である子どものいる保護者が、勤務等で自宅での育児ができない場合において、病院・保育所等に付設された専用スペース等を利用し、看護師等が一時的に保育等をする事業です。本町では、「つくしこどもクリニック」に事業を委託し、大口町と共同で実施しています。

現状と課題

実績をみると、利用者数は年々増えていますが、第一期計画においては、利用実績を考慮した十分な供給量を確保していたため、ニーズに応じることができていると考えられます。なお、第一期計画では、大口町と本町を合わせた受入れ可能人数を供給量として記載しました。

■ 病児・病後児保育事業の利用状況の推移

単位：延べ人数／年

実績値		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①延べ利用者数		46	69	72	74	82
確保 方策	②供給量	240	240	240	240	240
	実施か所数	1	1	1	1	1
乖離 (②-①)		194	171	168	166	158



実績をみると、1か月あたりの利用者数は大口町と本町を合わせても20人不足となつていますが、年々総利用者数は増えているため、十分な供給量を確保し、ニーズに対応していく必要があります。

確保方策

実施年度	確保の内容
令和2～令和6年度	1日の利用定員は大口町と本町を合わせて2名であることから、扶桑町分としては1日1名を供給量として確保します。また、本町の実績から1か月の利用人数は10人未満であるため、1か月10名とした上で、1年間の供給量として確保します。なお、本計画では本町の実績のみを受入れ可能人数を供給量として記載します。

■ 病児・病後児保育事業の量の見込みと確保の状況

単位：延べ人数／年

実績値		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		89	88	86	84	83
確保 方策	②供給量	120	120	120	120	120
	実施か所数	1	1	1	1	1
乖離 (②-①)		31	32	34	36	37

\*\*\*\*\*

## (4) その他事業

### ① ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する方と当該援助を行うことを希望する方との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。本町では、平成28年度からNPO法人に委託して事業を実施しています。

#### 現状と課題

第一期計画において、量の見込みは利用実績とPR活動による増加の影響を考慮し、15人としていましたが、実績をみると、利用者数はそれを大きく上回る結果となり、最大91名を受け入れることができました。

#### ■ ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）の利用状況の推移

単位：延べ人数／年

実績値	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①延べ利用者数	91	59	51	73	61
②供給量	15	15	15	15	15
乖離（②－①）	△ 76	△ 44	△ 36	△ 58	△ 46

#### 課題

確保方策の見直しを行い、ニーズに応じていく必要があります。ただし、依頼会員の要望と受け入れる賛助会員とのマッチングが困難であるため、一定の利用者数以上の増加があまりみられない状況です。

#### 確保方策

実施年度	確保の内容
令和2～令和6年度	賛助会員も少しずつ増えています。実績から最大91人の受入れが可能であったため、本計画から供給量を90人に拡大し確保します。

#### ■ ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）の量の見込みと確保の状況

単位：延べ人数／年

推計値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	89	87	88	85	83
②供給量	90	90	90	90	90
乖離（②－①）	1	3	2	5	7

② 妊産婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

現状と課題

母子保健法に基づき、母子の健康の保持増進を図り、安心・安全な妊娠出産ができるよう、また、経済的負担の軽減のため、妊娠期14回の健康診査、子宮頸がん検診1回と産後1回の健康診査にかかる費用を対象者全員に対して補助しています。

■ 妊産婦健康診査事業の利用状況の推移

単位：受診者数は延べ人数／年

実績値	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
受診対象者数	466	487	462	452	435
受診者数	4,066	4,050	3,968	4,015	3,600
確保方策（供給量）	実施場所：医療機関 健診時期：妊婦または妊娠期、産婦は産後1か月の期間 検査項目：国が定める基本的な妊婦健康診査項目				



引き続き、母子の健康の保持増進を図るため、対象者全員に補助を継続していく必要があります。

確保方策

実施年度	確保の内容
令和2～令和6年度	引き続き、母子健康手帳交付時に受診票を配布し、妊産婦健康診査費用の一部を補助します。

■ 妊産婦健康診査事業の量の見込みと確保の状況

単位：延べ人数／年

推計値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	3,518	3,497	3,442	3,353	3,327
②供給量	3,712	3,712	3,658	3,631	3,538
乖離（②－①）	194	215	216	278	211



\*\*\*\*\*

③ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

**確保方策**

実施年度	確保の内容
令和2～令和6年度	令和元年10月から幼児教育・保育事業無償化に伴い、新制度に移行していない未移行幼稚園においても、実費徴収に係る給食費のうち副食費に要する費用等に対して低所得世帯及び第三子以降（小学校3年生以下で数える）を対象に費用の一部を補助し、すべての子どもの健やかな成長を支援します。

■ 実費徴収に係る補足給付を行う事業の量の見込みと確保の状況

単位：人

推計値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (町基準補助分)	44	43	41	40	40
②供給量 (町独自補助分)	44	43	41	40	40
乖離(②-①)	0	0	0	0	0

④ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査・研究その他多様な事業者の能力を活用した、特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

**確保方策**

実施年度	確保の内容
令和2～令和6年度	ニーズ量と供給量のバランスがとれており、かつ本町ではこれから少子化が進むと予想され、民間事業者参入の必要性が高いとは考えにくいいため、新規参入の予定はありませんが、今後、新規事業者の参入があった場合には導入方法について検討します。

## 5 総合的な子どもの放課後対策の推進と 量の見込み及び確保の状況

### (1) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

#### 現状と課題

第一期計画において、量の見込みに対し供給量が不足されることが見込まれていました。そのため、平成30年度に国が示す「新・放課後子ども総合プラン<sup>※</sup>」に定める、「学校施設の徹底的な活用を図ること」に基づき、平成31年4月1日より4か所の各小学校の敷地内に放課後児童クラブ館を開設しました。また、新設に伴い利用学年を小学校6年生までに拡大しました。

#### ■ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の利用状況の推移

単位：人

実績値	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①実利用者数	318	324	341	358	361
小学1年生	98	96	85	97	94
小学2年生	96	92	94	93	96
小学3年生	69	93	93	94	95
小学4年生	55	43	69	74	76
小学5年生	0	0	0	0	0
小学6年生	0	0	0	0	0
確保 方策					
②供給量	380	380	380	400	400
実施か所数	6	6	6	6	6
乖離（②－①）	62	56	39	42	39

#### 課題

新設に伴い利用定員数も拡大したため、待機児童を解消することができましたが、長期休暇中のみの利用者が増えているため、引き続き対応できる体制を整えていく必要があります。

※「新・放課後子ども総合プラン」とは、平成26年7月に策定された「放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童対策の取組を今後さらに推進していくため、平成30年度に策定された向こう5年間を対象とする新たな放課後児童対策のプランです。内容には、放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進等によるすべての児童の安全・安心な居場所の確保を図ること等が示されています。

\*\*\*\*\*

**確保方策**

実施年度	確保の内容
令和2～令和6年度	実施か所は6か所から統廃合を行い、4か所にし、支援単位は6支援から11支援に増室し対応します。また、本計画の量の見込みはニーズ調査の結果から国の手引きに基づき算出し、さらに利用学年を拡大した平成31年の利用実績を考慮し補正を行いました。

■放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の量の見込みと確保の状況

単位：人

推計値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	594	585	577	564	553
小学1年生	123	121	119	117	115
小学2年生	129	127	125	122	120
小学3年生	130	128	126	123	121
小学4年生	108	106	105	102	101
小学5年生	67	66	65	64	62
小学6年生	37	37	37	36	34
②総供給量	605	605	605	605	605
小学1年生	125	125	125	125	125
小学2年生	131	131	131	131	131
小学3年生	132	132	132	132	132
小学4年生	110	110	110	110	110
小学5年生	68	68	68	68	68
小学6年生	39	39	39	39	39
実施か所数	4	4	4	4	4
乖離（②－①）	11	20	28	41	52

## 6 教育・保育の一体的提供とその推進体制の確保

### (1) 認定こども園に関する考え方

就学前の子どもの教育・保育を行う施設としては、保護者の就労等の有無に関係なく利用できる認定こども園は保護者にとって利用しやすい施設であるといえます。しかし、本町においては、既存の町内施設及び近隣市町の施設において、利用者のニーズに応じ、幼児期の教育・保育事業が円滑に提供されているのが現状といえます。

今後は、幼児教育・保育の無償化による保育ニーズを含めた利用者の状況やニーズを十分検証しつつ、保育を担う人材確保や、より質の高い幼児教育を提供する体制の整備などの進捗状況も勘案します。その他、公立・私立、幼稚園・保育園等、町内の教育・保育施設の適正配置など地域の状況や公立保育園や幼稚園のバランスをみていますが、現在の保育需要が継続していくと考えられる乳幼児の割合が変動するものの、既存の保育園にて供給量を調整しながら保育事業を展開できるものと考えます。

### (2) 幼稚園・保育園と小学校との連携の促進

幼児期の教育・保育は、子どもたちの生きる力の基礎やその後の学校教育の基盤を培う重要なものであることから、幼稚園及び保育園においてより質の高い幼児教育の充実を図るとともに、小学校との連携を強化し、義務教育への円滑な移行に努めます。

## 7 子育てのための施設利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、当該給付をはじめとした幼児教育・保育の無償化の主たる目的である、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、支給方法について公正かつ適正な支給を担保できる給付を行うとともに、必要に応じ、給付の方法や事務手続きの変更について検討します。

新制度未移行幼稚園の授業料及び幼稚園や認定こども園の預かり保育利用料については、各施設の協力のもと、無償化のメリットが実感できるよう法定代理受領による給付を基本とし、認可外保育施設等の利用料については、償還払いを基本とします。

また、子育てのための施設等利用給付の対象施設である、特定子ども・子育て支援施設等の確認や工事、その後の運営状況の把握などについては、認可権限や指導監督権を持つ県による立ち入り調査等にも同行するなど、県と常に連携しながら、特定子ども・子育て支援施設等の情報を共有し、保育の質の向上が図られるよう働きかけます。



## 第6章

### 計画の推進・評価体制



## 第6章 計画の推進・評価体制

### 1 計画の推進体制

子ども・子育て支援は、都市化や少子化、核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、景気の低迷など社会や経済の環境の変化により、子どもの育ちと子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施していくために、家庭、地域、事業者、ボランティア団体、行政等がそれぞれの役割を果たしながら、相互に連携・協力しながら推進していく必要があります。

地域での取組（役割）と町全域での取組（役割）が互いに補完し、それぞれの強みを活かしながら地域のさまざまな活動主体との協働により子ども・子育て支援施策にかかる取組を効果的に推進します。また、社会福祉協議会などの関連団体やNPO法人、民間企業、さらには近隣市町との協力関係を深め、子ども・子育て支援に対する取組を支援し、それぞれの役割分担や運営形態を考慮しながら、計画を円滑に推進していきます。

### 2 計画の公表及び周知

計画の公表及び周知にあたっては、扶桑町子ども・子育て支援事業計画や子ども・子育て支援に関する制度について広く住民に周知するとともに、地域の関係機関等への周知を図り、適宜、必要な方に適切な情報が届くよう、パンフレットや広報紙、ホームページ等を用いながら、きめ細やかな情報提供に努めます。

### 3 計画の評価と進行管理

計画の推進に当たっては、計画に即した事業が円滑に実施されるように管理するとともに、計画の進捗状況について需要と供給のバランスがとれているかを把握し、年度ごとの実施状況及び成果を点検・評価し、検証していく必要があります。

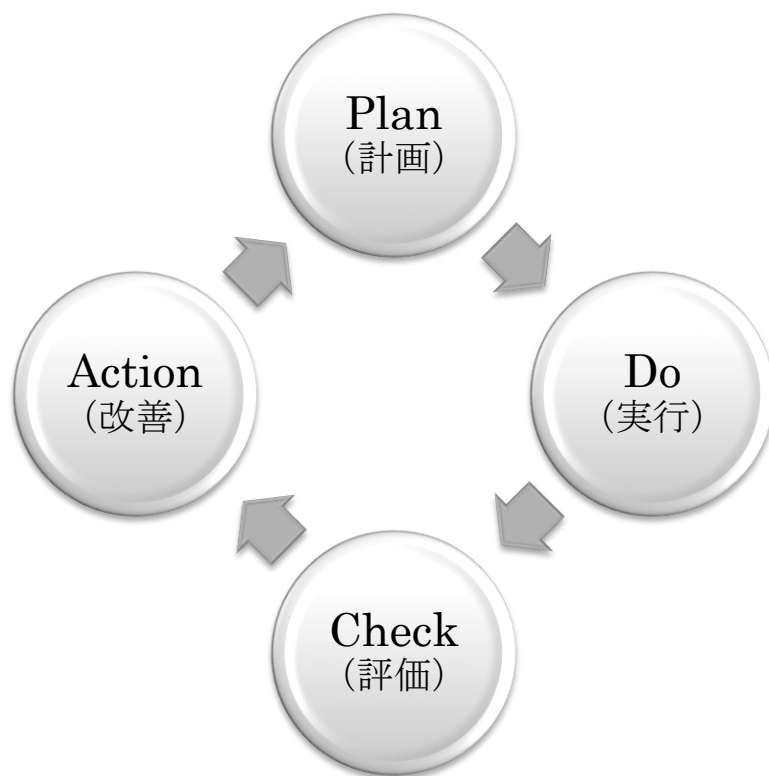
このため、年度ごとに施設の現状や事業の進捗状況の把握・評価を行います。

また、計画の着実な推進のためには、計画を立案し（Plan）、実行する（Do）ことはもちろん、設定した目標達成や計画策定後も適切に評価（Check）、改善（Action）が行えるよう、循環型のマネジメントサイクル（PDCAサイクル）に基づき、これらの管理・評価を一連のつながりの中で実施することが重要です。

そのため、本計画の進行管理については、年度ごとに進捗状況を把握した上で、施策の充実や見直しについての協議を行い、計画の円滑な推進に努めます。

また、計画の進捗状況の管理・評価を行う組織として、「扶桑町子ども・子育て会議」に報告し、計画に基づく施策が適切に実施されているかを点検・評価します。

図表6-1 【マネジメントサイクル（PDCAサイクル）】







# 資料編

《略》



\*\*\*\*\*

第二期 扶桑町 子ども・子育て支援事業計画書  
「すくすく子育て笑顔プラン in Fuso」 <中間見直し>

---

発行日 令和5年 月  
発行元 愛知県扶桑町  
編集 健康福祉部 福祉児童課  
〒480-0102  
愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字天道 330  
TEL 0587-93-1111 (代表)  
FAX 0587-93-2034  
<https://www.town.fuso.lg.jp/index.html>

\*\*\*\*\*